

○山口県警察人身安全対策本部設置要綱（例規通達）

平成26年3月25日
生企第277号
生地第148号
刑企第200号
刑機第40号

（設置）

第1条 人身安全関連事案について一元的に対処するため、警察本部に、人身安全対策本部（以下「対策本部」という。）を置く。

（定義）

第1条の2 この要綱において、人身安全関連事案とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ストーカー事案
- (2) 配偶者からの暴力事案等
- (3) 前2号に掲げるもの以外の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案
- (4) 行方不明事案
- (5) 児童虐待事案
- (6) 高齢者虐待事案
- (7) 障害者虐待事案（精神科病院における業務従事者による障害者虐待を含む。）
- (8) その他人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案

（任務）

第2条 対策本部は、人身安全関連事案の情報を集約して事態を把握し、行為者の事件検挙、行政措置、被害者の保護対策等に関する警察署への指導、助言及び支援を行うことを任務とする。

（組織）

第3条 対策本部は、人身安全対策本部長、人身安全対策副本部長及び人身安全対策本部員をもって組織する。

- 2 人身安全対策本部長（以下「対策本部長」という。）は、生活安全部人身安全・少年課長をもって充てる。
- 3 人身安全対策副本部長（以下「対策副本部長」という。）は、生活安全部人身安全対策官（以下「人身安全対策官」という。）及び刑事部捜査第一課長をもって充てる。
- 4 人身安全対策本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 生活安全部人身安全・少年課の課員
 - (2) 刑事部刑事企画課で指導を担当する者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、次に掲げる者のうちから警察本部長が指名するもの
イ 警務部警察県民課で警察安全相談を担当する者

- ロ 地域部自動車警ら隊の隊員
- ハ 刑事部捜査第一課で特殊犯を担当する者
- ニ 刑事部捜査第一課で強行犯を担当する者
- ホ 刑事部組織犯罪対策課で暴力捜査を担当する者
- ヘ 刑事部機動捜査隊の隊員
- ト その他警察本部長が必要と認める者

(対策本部長及び対策副本部長)

第4条 対策本部長は、人身安全関連事案に関する情報集約及び対処を統括する。

2 対策副本部長は、対策本部長を補佐する。

3 対策本部長に事故があるときは、対策副本部長のうち人身安全対策官が、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 対策本部の庶務は、生活安全部人身安全・少年課において処理する。

(その他)

第6条 対策本部長及び警察署長は、人身安全関連事案に迅速かつ的確に対応するため、緊密な連携を図り、相互に協力しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(山口県警察ストーカー・配偶者暴力対策室設置要綱の廃止)

2 山口県警察ストーカー・配偶者暴力対策室設置要綱（平成23年3月25日付け山口生企第275号）は、廃止する。

(山口県警察女性犯罪被害相談電話の設置及び運用要綱の一部改正)

3 山口県警察女性犯罪被害相談電話の設置及び運用要綱（平成23年3月25日付け山口生企第276号ほか）の一部を次のように改正する。

第2条中「生活安全部生活企画課ストーカー・配偶者暴力対策室（以下「対策室」という。）」を「山口県警察ストーカー・配偶者暴力対策本部（以下「対策本部」という。）」に改める。

第4条第1項及び第2項並びに第5条第1項中「対策室」を「対策本部」に改める。

附 則 (平成26年10月7日山口生企第798号・山口生地第425号・山口生少第230号・山口刑企第636号・山口刑機第138号)

この要綱は、平成26年10月7日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日付け山口警務第260号山口県警察の組織改編に伴う関係例規通達の一部改正について（例規通達）による改正附則)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日付け山口生企第310号)
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
(ストーカー対策実施要領の一部改正)
- 2 ストーカー対策実施要領（平成18年1月16日付け山口生企第25号）の一部を次のように改正する。
〔次のように略〕
(山口県警察女性犯罪被害相談電話の設置及び運用要綱の一部改正)
- 3 山口県警察女性犯罪被害相談電話の設置及び運用要綱（平成23年3月25日付け山口生企第276号ほか）の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

附 則 （平成29年3月24日付け山口警務第244号山口県警察の組織改編に伴う関係例規通達の一部改正について（例規通達）による改正附則）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 （平成30年3月13日付け山口警務第180号山口県警察の組織改編に伴う関係例規通達の一部改正について（例規通達）による改正附則）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 （平成30年3月19日付け山口警務第217号山口県警察広域機動捜査班設置運営要綱等の一部改正について（例規通達）による改正附則）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 （令和6年3月1日付け山口警務第125号山口県警察の組織改編に伴う関係例規通達の一部改正について（例規通達）による改正附則）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 （令和7年2月28日付け山口警務第157号山口県警察の組織改編に伴う関係例規通達の一部改正について（例規通達）による改正附則）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 （令和8年1月14日付け山口生人少第6号）

この要綱は、令和8年1月14日から施行する。